

岡山県教育委員会職員定期健康診断実施要項

この要項は、労働安全衛生法、学校保健安全法及び岡山県教育委員会職員安全衛生管理規程（以下「規程」という。）第12条に基づき、職員の定期健康診断の実施に必要な事項を定めるものとする。

1 対象者

岡山県教育委員会事務局、県立学校及び県立学校以外の教育機関に属する特別職非常勤職員を除く県費職員のうち、

(1) 期間の定めなく任用されている者（正規職員）

(2) 任用に期間の定めがある職員（常勤講師、会計年度任用職員等）で以下の要件①②のいずれも満たす者。

①任用期間が1年以上の者（1年以上の任用が予定されている者、引き続き1年以上任用されている者を含む。）

②1週間の勤務時間が29時間以上（複数の所属での勤務時間を含む）の者

なお、(1)及び(2)ともに該当しない職員であっても定期健康診断の受診を希望する者は受診することができる。

※新規採用正規職員の健康診断については、別に定める「採用時健康診断実施要項」による。

※休職中及び育児休業中の職員は対象者から除く。

2 受診方法

対象者は、所属長が実施する定期健康診断を必ず受診するものとする。ただし、公立学校共済組合岡山支部等の実施する人間ドック（以下「人間ドック」という。）又は自らが希望する医療機関において「4 検査項目」全てを受診した者は、所属長が実施する定期健康診断の受診に代えることができる。その場合、受診後速やかにその結果を証明する書面（健診結果通知の写し等）を所属長に提出すること。

3 実施時期

原則として4月1日から12月28日までとする。

休職及び育児休業等やむを得ない事由により健康診断が受診できなかった者については、その事由のなくなった後、速やかに受診させること。

4 検査項目

別記のとおり

5 実施方法

(1) 実施計画

①所属長は、実施担当者を選任し、対象者全員が受診できるよう具体的に健康診断実施に係る事項（実施医療機関との協議により健診日時、予備日程、会場、方法等の決定）、健康診断後の対応事項（未受診者管理、二次検診等対象職員の受診管理、指導区分の決定と事後対応）の実施計画を立て、関係者に周知すること。

②共済組合が実施する人間ドックの受診申込者は必ず受診決定されるため、人間ドック受診（予定）者が定期健康診断を二重受診することのないよう指導すること。

(2) 受診者名簿の作成

所属長は、下記項目の記載した受診者名簿を作成し、実施医療機関に提出すること。

提出時期及び様式については、実施医療機関と協議すること。

- ①所属コード ②共済組合員番号若しくは職員番号 ③漢字氏名 ④フリガナ ⑤性別 ⑥生年月日（西暦）（※岡山県職員定期健康診断検査結果取扱要領に合わせるもの）

6 経費の支払い

全額公費負担とする。ただし、所属長が実施する定期健康診断以外で受診する場合の経費は、個人負担とする。

なお、公費負担経費については別途内示する。

7 健康診断結果について

(1) 定期健康診断の結果については、実施医療機関から所属長へ別紙「岡山県職員定期健康診断検査結果取扱要領」に基づき提出させるものとする。また、健康管理の基礎資料及び公立学校共済組合岡山支部による高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査の結果とするため、結果を実施医療機関から公立学校共済組合岡山支部へ提出させるものとする。

(2) 人間ドックを定期健康診断の受診に代えた職員については、実施医療機関からの結果通知を職員が受領した後、その結果を証明する書面（結果通知の写し等）を速やかに所属長へ提出させるものとする。なお、「4 検査項目」以外の項目については、個人情報保護の観点から黒塗りする等して提出させても差し支えない。

(3) 自らが希望する医療機関において「4 検査項目」に掲げる項目を受診した職員については、その結果を証明する書面（健診結果通知の写し等）を速やかに所属長へ提出させるものとする。また、健康管理の基礎資料及び公立学校共済組合岡山支部による高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査の結果とするため、所属長は、その結果を証明する書面（結果通知の写し等）を速やかに公立学校共済組合岡山支部へ提出するものとする。なお、「4 検査項目」以外の項目については、個人情報保護の観点から黒塗りする等して提出しても差し支えない。

8 健康診断後の対応について

(1) 所属長による職員への事後指導

所属長は、職員の健康診断の結果に基づき、産業医の意見を聴きながら職員の事後指導を行うこと。

①二次検診該当職員の受診管理、治療中の職員の治療経過管理

所属長は、職員の健康診断結果に基づき総合判定が「要治療」「要精密検査」の二次検診該当職員に対し、受診勧奨を行い速やかに二次検診を受診させ、二次検診の受診結果を所属長に提出させること。また、「治療中」の職員が治療を継続できるように指導し、治療経過を把握すること。

②特定保健指導の対象職員への指導

所属長は、特定保健指導の対象職員（40歳以上）に対しては、制度の活用を積極的に進めることで事後指導に代えることができるものとする。

(2) 所属長による指導区分の決定

①産業医による指導区分の判定

所属長は、健康診断結果及び二次検診該当職員の受診結果、治療中の職員の治療経過を産業医に提出し、規程第16条に基づく指導区分の判定を依頼する。

②所属長による指導区分の判定に関する産業医への意見聴取

所属長は、産業医から指導区分の判定内容についての意見を聴取し、就業上の措置が必要な場合の措置の内容について相談を行う。（必要に応じて産業医に対象職員の面談を依頼する等、産業医から

適切な助言を得られるように努める。)

③所属長による指導区分の決定

所属長は、決定した指導区分について職員へ通知すること。なお、健康診断の結果を踏まえ、勤務による健康障害の防止を図るため、就業上の措置が必要な対象者と面談を行い、産業医や対象職員の意見を聴きながら就業上の措置を決定すること。就業上の措置を講じた場合は、産業医の協力を得ながら面談を行うなど、対象職員の状況把握や措置の見直し及び解除を行うこと。

(3) 職員健康診断票（様式）の作成

①様式を作成する対象者は、「1 対象者」のうち受診した職員全てとする。

②様式の保存年限は、5年間とする。

③様式の作成・保管にあたっては、所属において担当者が健康診断の結果に基づき作成の上保管し、職員が人事異動により所属を異動する場合は、所属長が異動先の所属長あてに送付すること。備考欄には、二次検診の受診結果や治療経過、就業措置の内容、対応状況等を記載すること。

④人事異動により所属を異動する職員のうち、勤務による健康障害防止のための就業上の措置を講じている場合、異動先においても適切に対応ができるよう引き継ぐこと。

9 海外派遣労働者健康診断について

(1) 海外に6ヶ月以上派遣しようとする職員には、労働安全衛生法に基づき別添「海外派遣労働者健康診断」を実施すること。なお、海外に派遣しようとする職員が定期健康診断等を既に受診している場合、定期健康診断等の実施日が渡航前6ヶ月以内であれば、その者が受けた定期健康診断等の項目に相当する項目を省略して行うことができる。

(2) 海外に6ヶ月以上派遣した後、国内の業務に就かせようとする職員には、帰国後概ね1ヶ月以内に労働安全衛生法に基づき別添「海外派遣労働者健康診断」を実施すること。

10 その他

(1) 健康診断の実施により、所属が収集した健康情報については、職員の健康の確保を行うという目的の範囲内でこれを保管及び使用しなければならない。ただし本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りではない。

(2) 健康診断の実施にあたっては、関係法令を遵守し適正に実施すること。

(3) 実施日及び実施時間については、同一医療機関により同一日に行い、また食事の影響を受けないよう午前中に実施することが望ましい。ただし、障害を有する職員が適切に健康診断を受けられるよう合理的配慮の観点から、日時、会場を別に設けても差し支えない。

(4) 所属長は、採用時健康診断及び定期健康診断（人間ドックなどを定期健康診断の受診に代える者を含む）を受診した者のうち、呼吸器検診で病変の発見された者及びその疑いのある者、結核患者並びに結核発病のおそれがあると診断されている職員（結果判定：要再検査・要精密検査・要医療・要治療等で二次検診が必要とされている職員）については速やかに様式1「結核予防健康診断該当者報告書」により福利課長あて報告すること。

この場合、所属長は、対象職員に対して福利課長が実施する結核予防健康診断を速やかに受診させること。（結核予防健康診断実施要項を参照）

(5) 県立学校長は、呼吸器検診について「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第53条の7の規定に基づき、管轄の保健所長にその結果を一月ごとに取りまとめの上、翌月10日までに報告すること。

(6) 特定健康診査の実施にあたり、健康診断結果を公立学校共済組合岡山支部に提供することについて受診者の黙示の了解を得るため、別紙「健康診断の結果について」を所属に掲示する等の方法により、受診者に周知すること。

(7) 定期健康診断の受診についてのサービスの取扱いは公務とする。二次検診の受診についてのサービスの取扱いは平成22年6月29日付、教総人第181号年度通知によるものとする。人間ドックの受診についてのサービスの取扱いは毎年度3月末に発出する福利課通知によるものとする。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。

別 記

定期健康診断検査項目

対象者は年齢に対応した項目を全て受診すること。

検査項目		～34歳	35歳以上		
呼吸器検診	X線直接撮影(必要に応じて別途「結核予防健康診断」を実施する)	○	○		
循環器検診	身長・体重・BMI	○	○		
	視力検査	○	○		
	血圧測定	○	○		
	聴力検査	オーディオメーター	○	○	
	腹囲測定	(*1)	◇	○	
	尿検査	蛋白・糖・潜血	○	○	
	心電図検査	安静時	◇	○	
	問診	既往歴・業務歴の調査、自覚症状・他覚症状の調査 ※40歳以上の者については別途「標準的な質問票」必須	○	○	
	内科診察	聴打診	○	○	
	血液検査	貧血	血色素量(Hb)	○	○
			赤血球数(RBC)	○	○
			ヘマトクリット	○	○
		肝機能	GOT	○	○
			GPT	○	○
			γ-GTP	○	○
		血中脂質	中性脂肪(TG)	○	○
HDLコレステロール			○	○	
LDLコレステロール (実測)			○	○	
血糖		空腹時血糖(*2)	○	○	
	HbA1c	◇	○		
生化学	血清尿酸	◇	○		
	クレアチニン	◇	○		
胃検診	X線直接撮影(*3、*4)		○		

※○は必須項目、◇は前年度の指導区分がD3以外の場合、及びD3であっても医師が必要と認めた場合に実施する。

※年齢は当該年度の4月2日～翌年度の4月1日の間に達する年齢とする。

(*1) 妊娠中の女性職員その他の職員であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと判断されたものは、医師が必要でないと認めるときは省略できる。

(*2) 原則、空腹時血糖だが、やむを得ず随時の採血となる場合は、「食事開始時から3.5時間未満」の食直後を除き随時血糖も認める。

(*3) 妊娠中の女性職員を除く。また、医療機関ごとの基準で胃のX線撮影の検査が受けられない方(例:腸閉塞になったことがある・手すりをつかむのが困難など)については、主治医・かかりつけ医又は産業医に相談の上、必要に応じて代替手段での受診(自己負担)を行うこと。

(*4) 胃検診は原則として直接撮影による検査とするが、間接撮影による検査でも可とする。

海外派遣職員健康診断

検査項目		～34歳	35歳以上		
呼吸器検診	X線直接撮影(必要に応じて別途「結核予防健康診断」を実施する)	○	○		
循環器 検診	身長・体重・BMI	○	○		
	視力検査	○	○		
	血圧測定	○	○		
	聴力検査	オーディオメーター	○	○	
	腹囲測定	(※1)	◇	○	
	尿検査	蛋白・糖・潜血	○	○	
	心電図検査	安静時	◇	○	
	問診	既往歴・業務歴の調査、自覚症状・他覚症状の調査 ※40歳以上の者については別途「標準的な質問票」必須	○	○	
	内科診察	聴打診	○	○	
	血液検査	貧血	血色素量(Hb)	○	○
			赤血球数(RBC)	○	○
			ヘマトクリット	○	○
		肝機能	GOT	○	○
			GPT	○	○
γ-GTP			○	○	
血中脂質		中性脂肪(TG)	○	○	
		HDLコレステロール	○	○	
		LDLコレステロール(実測)	○	○	
血糖		空腹時血糖(*2)	○	○	
	HbA1c	◇	○		
生化学	血清尿酸	◇	○		
	クレアチニン	◇	○		
胃検診	X線直接撮影(*3、*4)		○		

※○は必須項目、◇は前年度の指導区分がD3以外の場合、及びD3であっても医師が必要と認めた場合に実施する。

※年齢は当該年度の4月2日～翌年度の4月1日の間に達する年齢とする。

(※1)妊娠中の女性職員その他の職員であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと判断されたものは、医師が必要でないこと認めるときは省略できる。

(※2)原則、空腹時血糖だが、やむを得ず随時の採血となる場合は、「食事開始時から3.5時間未満」の食直後を除き随時血糖も認める。

(※3)妊娠中の女性職員を除く。また、医療機関ごとの基準で胃のX線撮影の検査が受けられない方(例:腸閉塞になったことがある・手すりをつかむのが困難など)については、主治医・かかりつけ医又は産業医に相談の上、必要に応じて代替手段での受診(実費)を行うこと。

(※4)胃検診は原則として直接撮影による検査とするが、間接撮影による検査でも可とする。

上記に加え、医師が必要であると認めた場合実施しなければならない検査項目	
腹部画像検査	胃部X線撮影
	腹部超音波
血液検査	尿酸の量の検査
B型肝炎ウイルス抗体検査	HBs抗体(定性)
血液検査	ABO式及びRh式の血液型検査【派遣前】
糞便塗抹検査	【帰国後】

※医師が必要であると認めた場合追加する検査項目については、産業医に意見を求め決定すること。

【根拠法令】

労働安全衛生規則第45条の2

岡山県教育委員会職員安全衛生管理規程第12条

＜標準的な質問票＞

	質問項目	回答
1-3	現在、a から c の薬の使用の有無※	
1	a. 血圧を下げる薬	①はい ②いいえ
2	b. 血糖を下げる薬又はインスリン注射	①はい ②いいえ
3	c. コレステロールや中性脂肪を下げる薬	①はい ②いいえ
4	医師から、脳卒中(脳出血、脳梗塞等)にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。	①はい ②いいえ
5	医師から、心臓病(狭心症、心筋梗塞等)にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。	①はい ②いいえ
6	医師から、慢性腎臓病や腎不全にかかっているといわれたり、治療(人工透析など)を受けていますか。	①はい ②いいえ
7	医師から、貧血といわれたことがある。	①はい ②いいえ
8	現在、たばこを習慣的に吸っていますか。 ※「現在、習慣的に喫煙している者」とは、条件1と条件2を両方満たす者である。 条件1：最近1ヶ月間吸っている 条件2：生涯で6ヶ月以上吸っている、又は合計100本以上吸っている	①はい(条件1と条件2を両方満たす) ②以前は吸っていたが、最近1ヶ月間は吸っていない(条件2のみ満たす) ③いいえ(①②以外)
9	20歳の時の体重から10kg以上増加している。	①はい ②いいえ
10	1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上実施している。	①はい ②いいえ
11	日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上実施している。	①はい ②いいえ
12	ほぼ同じ年齢の同性と比較して歩く速度が速い。	①はい ②いいえ
13	食事をかんで食べる時の状態はどれにあてはまりますか。	①何でもかんで食べることができる ②歯や歯ぐき、かみあわせなど気になる部分があり、かみにくいことがある ③ほとんどかめない
14	人と比較して食べる速度が速い。	①速い ②ふつう ③遅い
15	就寝前の2時間以内に夕食をとることが週に3回以上ある。	①はい ②いいえ
16	朝昼夕の3食以外に間食や甘い飲み物を摂取していますか。	①毎日 ②時々 ③ほとんど摂取しない
17	朝食を抜くことが週に3回以上ある。	①はい ②いいえ
18	お酒(日本酒、焼酎、ビール、洋酒など)を飲む頻度はどのくらいですか。 (※「やめた」とは、過去に月1回以上の習慣的な飲酒歴があった者のうち、最近1年以上酒類を摂取していない者)	①毎日 ②週5～6日 ③週3～4日 ④週1～2日 ⑤月に1～3日 ⑥月に1日未満 ⑦やめた ⑧飲まない(飲めない)
19	飲酒日の1日当たりの飲酒量 日本酒1合(アルコール度数15度・180ml)の目安:ビール(同5度・500ml)、焼酎(同25度・約110ml)、ワイン(同14度・180ml)、ウイスキー(同43度・60ml)、缶チューハイ(同5度・約500ml、同7度・約350ml)	①1合未満 ②1～2合未満 ③2～3合未満 ④3～5合未満 ⑤5合以上
20	睡眠で休養が十分とれている。	①はい ②いいえ

21	運動や食生活等の生活習慣を改善してみようと思いますか。	①改善するつもりはない ②改善するつもりである(概ね6か月以内) ③近いうちに(概ね1か月以内)改善するつもりであり、少しずつ始めている ④既に改善に取り組んでいる(6か月未満) ⑤既に改善に取り組んでいる(6か月以上)
22	生活習慣の改善について、これまでに特定保健指導を受けたことがありますか。	①はい ②いいえ

※医師の判断・治療のもとで服薬中のものを指す。